

「宮城県総合運動公園」指定管理者募集要項

宮城県では、第 5 6 回国民体育大会を契機に国内外の大規模なスポーツ大会が開催できる競技施設及び幼児から高齢者までが楽しめるレクリエーション施設として 2 1 世紀に向けた宮城県のスポーツ・レクリエーションの拠点となる施設である「宮城県総合運動公園」を設置し、スポーツの普及振興に努めてきました。

平成 2 4 年度には、平成 2 5 年度を初年度とし令和 3 年度を目標年度とする「宮城県スポーツ推進計画」を策定し、その中で「宮城県総合運動公園」はスポーツ施設の拠点施設としても位置づけられているところです。また、平成 1 5 年 6 月に地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）の一部改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が創設されたことに伴い、宮城県総合運動公園の管理運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、平成 1 8 年 4 月から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行ってきました。

このたび、現在の指定管理者による指定管理期間が令和 9 年 3 月で終了することから、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 6 年宮城県条例第 4 3 号。以下「手続条例」という。）、総合運動場条例（昭和 5 6 年宮城県条例第 2 号。以下「運動場条例」という。）及び県立都市公園条例（昭和 3 4 年宮城県条例第 2 1 号。以下「都市公園条例」という。）の規定に基づき、指定管理者（施設の管理運営業務を実施する団体）を募集します。

【指定管理者を募集する施設の名称及び所在地】

名 称 宮城県総合運動公園

所在地 宮城郡利府町菅谷字館 4 0 - 1

（宮城県総合運動公園には、宮城県サッカー場（利府町森郷字内の目南 119-1）を含みます。）

【指定の期間】

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

【応募受付期間】

令和 8 年 8 月 1 4 日（金）から令和 8 年 9 月 2 8 日（月）まで

お問い合わせ先

〒9 8 0 - 8 5 7 0

宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県企画部スポーツ振興課 管理調整班 担当 庄子

電 話 0 2 2 - 2 1 1 - 3 1 5 6

F A X 0 2 2 - 2 1 1 - 3 5 4 0

電子メール suposinm@pref.miyagi.lg.jp

「宮城県総合運動公園」指定管理者募集要項 目次

I	施設の概要と管理運営方針について	1
第1	施設の名称及び所在地	1
1	名 称	1
2	所在地	1
第2	施設の概要	1
1	施設の目的	1
2	施設管理運営の基本方針	1
3	施設の内容	1
第3	指定管理者が行う管理の基準	3
1	開館日	3
2	開館時間	3
3	施設本来の利用の確保等	3
4	サービスの向上等	4
5	施設の維持管理	4
6	法令等の遵守	4
7	環境配慮の推進	4
8	事業計画書	4
9	施設の使用許可	4
10	情報の公開	4
11	個人情報の保護	4
12	使用料の徴収	5
13	利用料金制	5
14	経理及び管理口座	5
15	帳簿書類等の保存年限	5
第4	管理運営に要する経費	5
第5	指定の期間	6
第6	指定管理者が行う業務の範囲	6
1	施設全体の管理運営業務	7
2	施設の使用許可申請の受付及び許可並びに利用料金の収受に関する業務	7
3	使用の制限及び入場の拒否等に関する業務	7
4	機械設備の操作・日常点検業務	7
5	施設・設備、物品及び敷地の維持管理業務	7
6	その他施設の管理運営に関して宮城県が必要と認める業務	7
第7	管理業務の範囲外の業務	7
1	自主事業	7
2	防災拠点関係業務	7
第8	指定管理者とのリスク分担	7
第9	指定管理者の指定の取消し等	7
1	改善勧告等	7
2	業務停止命令	7
3	指定の取消し	7
4	損害賠償	8
5	指定の取消しに伴う清算	8
6	その他	8
第10	原状回復及び事務引継	8

1	原状回復	8
2	事務引継	8
第 11	事業報告書等	8
第 12	管理運営業務の評価	8
1	宮城県が行う評価	8
2	指定管理者が行う自己評価	8
3	利用者アンケートの実施	8
4	監査委員等による監査	8
第 13	財産の管理	9
第 14	調査等の実施	9
第 15	障害者の雇用	9
第 16	障害者就労施設等からの物品等の調達	9
第 17	その他	9
<u>II</u>	<u>申請手続等について</u>	10
第 1	募集要項の配布	10
1	配布期間	10
2	配布時間	10
3	配布場所	10
第 2	申請手続	10
1	申請書類の提出	10
2	申請書類の提出方法	10
第 3	申請資格等	11
1	申請資格	11
2	留意事項	11
3	失格事項	12
第 4	質問及び回答について	12
1	受付期間	12
2	質問受付方法	12
3	回答方法	13
第 5	現地説明会	13
1	開催日時	13
2	開催場所	13
第 6	提供資料の目的外使用等	13
<u>III</u>	<u>指定管理者の選定について</u>	14
第 1	選定方法	14
第 2	審査内容	14
1	第一次審査（書類審査）	14
2	第二次審査（ヒアリング）	14
第 3	選定基準等	14
1	選定基準	14
2	選定の視点	14
第 4	審査項目及び配点等	15
第 5	選定結果について	16
1	選定結果の通知	16
2	選定結果の公表	16
<u>IV</u>	<u>協定の締結について</u>	17
第 1	協定の締結	17

第2	協定の内容	17
1	基本協定	17
2	年度協定	17
第3	協定を締結できない場合	17
V	参考資料等	18

I 施設の概要と管理運営方針について

第1 施設の名称及び所在地

- 1 名 称 宮城県総合運動公園
- 2 所在地 宮城県利府町菅谷字館40-1

(宮城県総合運動公園には、宮城県サッカー場(利府町森郷字内の目南119-1)を含みます。)

※ 宮城県総合運動公園のレストラン及び合宿所の厨房については、都市公園法第5条第1項による許可(管理許可)を出しており、今回募集する指定管理者の管理運営業務から除外することとします。

第2 施設の概要

1 施設の目的

この施設は、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、宮城県が設置したものです。

2 施設管理運営の基本方針

設置の目的に即し、次の事業を適正に行うものです。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営を行うこと。
- (3) スポーツに関する競技会の開催に対する施設又は設備の提供に関すること。
- (4) スポーツの普及振興並びに競技者及び指導者の養成を図るための施設又は設備の提供に関すること。
- (5) 施設又は設備を利用してスポーツの普及振興を図ること。
- (6) その他施設の設置の目的を達成するために宮城県が必要と認める業務を行うこと。

3 施設の内容

(1) 総 括

- ア 敷地面積 約43.2ha
イ 総施設面積 102,914.94㎡

(2) 主な施設の内容

施 設 名	施 設 概 要
宮城スタジアム	開設年月 平成12年4月 面 積 57,881.88㎡ 種 別 日本陸連公認第一種 400m(9レーン)全天候型(寒冷地洋芝) 100m(5レーン)直線雨天走路 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建 収容人員 49,000人 夜間照明 1,500Lx 利用可能種目 陸上競技、サッカー、ラグビー
宮城スタジアム補助競技場	開設年月 平成12年4月 面 積 20,660㎡ 種 別 日本陸連公認第三種 400m(8レーン)全天候型(高麗芝) 構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階建 附帯施設 器具庫(2階放送室)302.80㎡

	利用可能種目	陸上競技、サッカー
投てき場	開設年月	平成12年4月
	面積	10,719.72㎡
	種別	日本陸連公認投てき場 競技面：74m×140m（高麗芝）
総合体育館	開設年月	平成9年4月
	面積	19,899.92㎡
	構造	鉄筋コンクリート造 メインアリーナ棟 地上3階建 サブアリーナ棟 地上2階建
メインアリーナ	アリーナ面積	3,740㎡、バスケットボール4面、6人制バレーボール6面、 9人制バレーボール4面、バドミントン18面、テニス4面、 バドミントン2面
	収容人員	7,039人（固定席4,919人、貴賓席44席、 車イス席24席、可動式席2,052人）
サブアリーナ	アリーナ面積	843㎡、バスケットボール1面、6人制バレーボール2面、 9人制バレーボール1面、バドミントン4面、テニス1面
	収容人員	474人（固定席）
総合プール	開設年月	平成7年11月
	面積	14,699.53㎡
	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階地下1階建
メインプール	規格	50m×25m、屋内温水、50m公認(国際)、25m公認
	水深	0～3m、可動床
	収容人員	3,000人
	競技種目	競泳、水球、アーティスティックスイミング
	その他	電光表示装置 13.2m×5.4m(表示部 10.85m×4.96m)
サブプール	規格	25m×18m、屋内温水、25m公認
	水深	1.20～1.45m
	競技種目	競泳
	収容人員	66人及びギャラリー
飛込プール	規格	25m×22m、屋内温水、飛込公認（国際）
	水深	4.04～5.10m
	飛込台	10m台1基、7.5m台1基、5m台1基、3m板1基、 1m板1基
	競技種目	高飛込、板飛込、シンクロナイズドスイミング
テニスコート	開設年月	平成10年4月
	面積	33,977.21㎡
	コート	全天候型アクリル系ハードコート 6面（一部休止中） 砂入り人工芝コート 10面
	夜間照明	531Lx
合宿所	開設年月	平成9年4月
	面積	3,289.77㎡
	構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建 宿泊室26室（洋室16室、和室10室、2段ベッド室10室）、 研修室、食堂、医務室、ランドリー、浴室（サウナ付き）、 冷暖房完備
	収容人員	196人

宮城県サッカー場	開設年月	昭和63年6月
	敷地面積	112,533.19㎡
	施設面積	3,022㎡
	Aグラウンド	面積 12,035㎡ 収容人員 10,000人 (メインスタンド席3,300人、芝スタンド席6,700人) グラウンド 天然芝
	Bグラウンド	面積 12,035㎡ 収容人員 5,500人(メインスタンド席1,600人、芝スタンド席3,900人) グラウンド 天然芝
	Cグラウンド	面積 8,793㎡ グラウンド ロングパイル人工芝

※ 施設の内容は、県の施設整備等により変更になることがあります。

第3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う管理の基準は、次のとおりです。

1 開館日

開館日は次に掲げる休業日を除く日とします。

- (1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日（月曜日以降休日が連続する場合にあっては、当該連続する休日の最後の日の翌日））
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 宮城県が開館を困難と判断した日

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、宮城県の承認を受けて、休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができます。

2 開館時間

- (1) 宮城スタジアム、総合体育館及びテニスコート

午前9時から午後9時まで

- (2) 宮城スタジアム補助競技場及び投てき場

午前9時から午後5時まで

- (3) 総合プール

午前10時から午後8時まで

- (4) 宮城県サッカー場

イ 4月1日から10月31日までの期間 午前7時から午後6時まで

ロ 11月1日から3月31日までの期間 午前8時から午後5時まで

※ 指定管理者は、宮城県の承認を受けて開館時間を変更することができます。

3 施設本来の利用の確保等

- (1) 施設の設置目的に即した事業展開及び利用機会の公平性を確保することとします。
- (2) これまで利用されてきた競技大会等の利用を確保することとします。
- (3) 県内各スポーツ施設との利用調整を図ることとします。また、令和9年度分の利用調整は、基本的には現指定管理者が行います。

なお、令和9年度分の利用調整の結果、利用の内定した大会等及び指定の期間前に現指定管理者が許可した利用については、引き継ぐこととし、指定管理者の変更により利用者に不利益が生じないようにすることとします。

4 サービスの向上等

指定管理者は、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応するものとします。

5 施設の維持管理

この施設は、国際大会を開催することが可能な優れた施設を含むものであり、常に施設を清潔に保つとともに、施設の機能及び環境を維持し、良好な状態でサービス提供ができるよう、施設の維持管理を行うこととします。また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の予防保全に努めることとします。

6 法令等の遵守

指定管理者は、自治法、労働関係法令、その他の関係法令、手続条例、総合運動場条例、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年宮城県規則第107号）、総合運動場条例施行規則（令和3年宮城県規則第23号。以下「運動場規則」という。）、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）、公有財産規則（昭和39年宮城県規則第8号）及び協定書等を遵守するものとします。

7 環境配慮の推進

指定管理者は、施設の管理に当たり、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を実施するものとします。

環境配慮については【別紙4】「公の施設の管理運営に関する環境配慮について」を参照してください。

8 事業計画書

指定管理者は、毎年度、事業開始前に事業計画書を提出するものとします。

9 施設の使用許可

施設の使用許可に当たり、県民の利用の公平性を確保するものとします。

10 情報の公開

指定管理者は、情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずることとし、情報の一層の公開に努めていただきます。

情報公開に関する規程については、【別紙5】「指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程」を参照してください。

11 個人情報の保護

管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に即して、公の施設の管理運営業務で取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないこと。
- (2) 手続条例第3条第4号の規定により、個人情報の取扱いを適正に行う体制を整備すること。
- (3) 指定管理者及び管理業務に従事している者は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後も同様であること。
- (4) 前各号に規定する事項のほか、管理業務で取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な事項を整備すること

12 使用料の徴収

指定管理者に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第158条第1項の規定により、行為許可等に係る使用料の徴収事務（自治法第231条の3の規定による督促、延滞金の徴収及び滞納処分を除く。）を委託します。また、使用料の返還のため、自治令第165条の3の規定により支出事務を委託します。

なお、当該委託料については、指定管理者として指定後、別途随意契約の交渉を行いますので、事業計画書の添付書類「管理に要する経費積算書（見積書）」に、当該事務に係る費用を括弧書き（内数）で参考記載願います。

使用料徴収に関する事務処理については、【別紙 7】「宮城県総合運動公園使用料徴収事務処理要領」を参照してください。

13 利用料金制

施設の利用料金及び都市公園条例第 4 条第 1 項に規定する行為許可使用料（サッカー場は都市公園条例適用外につき除く。）については、自治法第 2 4 4 条の 2 の第 8 項の規定に基づく利用料金制を採用します。

利用料金は、運動場条例及び都市公園条例に定める基準額の 5 0 / 1 0 0 から 1 5 0 / 1 0 0 の範囲内で知事の承認を得て指定管理者が定めることとなります。また、運動場条例及び都市公園条例に定める一定の要件に該当する場合には、利用料金の一部又は全部を免除することとなります。

利用料金及び県が払う指定管理料は、指定管理者の収入となり、それが管理費用となります。利用者の増減等に伴い収支差が生じた場合でも、精算は行いません。

14 経理及び管理口座

指定管理者は、施設の管理運営業務に係る経理について、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理するものとします。また、複数の公の施設の管理運営業務を行う場合は、それぞれの施設ごとに区分経理してください。

15 帳簿書類等の保存年限

指定管理者は、指定管理者として作成した帳簿書類等は、行政文書管理規程（令和 8 年宮城県訓令 甲第 1 3 号）に定める保存期間に準じて別途宮城県が指示する期間、保存するものとします。

なお、保存年限が満了した帳簿書類等の取扱いについては、宮城県の指示に従ってください。

第 4 管理運営に要する経費

当該公の施設の管理運営収支実績（見込）額は【別紙 8】「宮城県総合運動公園管理運営収支実績（見込）額（令和 4 年度～令和 8 年度）」のとおりです。これには、消費税相当額を含みます。また、自治令第 1 5 8 条の規定による徴収事務の委託及び自治令第 1 6 5 条の 3 の規定による支出事務に要する経費も含まれます。

これらを参考に、申請の際の事業計画、収支計画を作成していただくとともに、施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上を図りつつ、効率的な運営を行うための経費節減に向けた取り組みについても積極的に提案してください。

なお、必要に応じて、賃金・物価等水準の上昇分も適切に考慮してください。

おって、管理に要する経費は、申請書に添付した収支計画がそのまま採用されるのではなく、この収支計画をもとに、宮城県と指定管理者が協議を行い決定されます。また、管理に要する経費は、協定で定めませんが、天災や事故等により金額を変更する場合があります。

支払い方法は、口座振込とし、年間 4 回に分割とします。

第 5 指定の期間

指定の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とします。

第 6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとし、詳細は、【別紙 9】「宮城県総合運動公園管理運営業務仕様書」によります。

なお、業務の執行は、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、宮城県の承認を得て専門の事業者へ委託することができるものとします。ただし、自治令第158条の規定による徴収事務の委託及び自治令第165条の3の規定により支出事務の委託については、再委託できません。

1 施設全体の管理運営業務

(1) 施設全体の経営マネジメント業務

当該公の施設の設置目的に沿った使用の確保及び当該設置目的を達成するためのより充実した使用方を企画するとともに、当該公の施設の利用拡大をマネジメントしていただきます。

(2) 施設の総務・経理業務

(3) 事業報告書等の作成及び提出

2 施設の使用許可申請の受付及び許可並びに利用料金の収受に関する業務

(1) 施設の使用許可申請の受付、許可及び県内各スポーツ施設との利用調整

(2) 利用料金の収受及び還付

(3) 運動場条例及び都市公園条例に基づく利用料金の減免

3 使用の制限及び入場の拒否等に関する業務

4 機械設備の操作・日常点検業務

5 施設・設備、物品及び敷地の維持管理業務

(1) 建物内の清掃業務

(2) 建物内の機械保安・警備業務

(3) 敷地内の清掃並びに緑地及び樹木の剪定又は防除等の管理業務

(4) 機械設備等の保守点検業務

(5) 光熱水費の支払い及びこれに係る保守点検業務

6 その他施設の管理運営に関して宮城県が必要と認める業務

(1) 当該施設に係る行為許可等申請書等の受付及び宮城県への送付並びに使用料の徴収

(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に関する業務

(3) その他施設の管理運営に関して宮城県が必要と認める業務

第7 管理業務の範囲外の業務

1 自主事業

指定管理者は、当該施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、宮城県の承認を得て、自主事業を実施できるものとします。施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫をこらして積極的に提案してください。また、指定期間中、新たに自主事業を実施する場合にも、あらかじめ宮城県の承認が必要となります。

2 防災拠点関係業務

宮城県総合運動公園（宮城県サッカー場を除く）は、宮城県の仙台圏域防災拠点（仙台市宮城野区宮城野原地区に広域防災拠点が整備されるまでの間は、宮城県の広域防災拠点）に指定されていることから、指定管理者は本指定管理業務に係る協定書とは別に、宮城県と防災拠点に係る覚書を締結するとともに、「宮城県広域防災拠点開設運営マニュアル」または今後県が作成する「宮城県仙台圏域防災拠点開設運営マニュアル」に定める業務を行うものとします。

なお、仙台圏域防災拠点または広域防災拠点として使用したことに伴う施設利用料及び指定管理者の増加費用等（県の使用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。）のうち、県及び指定管理者が協議し、県が負担することとされた経費については、指定管理料とは別に、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、または、これに準じ、指定管理者が

らの請求に基づいて県が負担するものとします。

第8 指定管理者とのリスク分担

指定管理者とのリスク分担については、【別紙10】「リスク分担表」のとおりです。ただし、リスク分担表に定める事項に疑義が生じた場合又はリスク分担表に定めのないものについては、指定管理者と宮城県が協議して決定するものとします。

(注) 指定管理者は、施設利用者の防災、避難等に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに宮城県に報告をすることとします。

第9 指定管理者の指定の取消し等

1 改善勧告等

宮城県は、指定管理者に対して協定違反が認められる場合など必要に応じ、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

2 業務停止命令

1の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、宮城県は、期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

3 指定の取消し

宮城県は、指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができます。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を開始したとき。
- (2) 財務状況が著しく悪化し、管理運営業務の履行が確実でないと認められるとき。
- (3) 管理運営業務の全部又は一部が停止になり、解除後の管理運営業務が確実でないと認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。
- (5) その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

4 損害賠償

宮城県は、上記2、3により、又はその他指定管理者の責めに帰すべき事由によりに損害が発生したときは、指定管理者に損害賠償請求するものとします。

5 指定の取消しに伴う清算

指定管理者は、上記3により、それまでに施設の管理に要した費用が、宮城県から支払を受けた額に満たないときは、宮城県に対して残額を返還するものとします。

6 その他

- (1) 不可抗力その他指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合には、宮城県と指定管理者は指定の取消しについて協議するものとします。
- (2) 指定管理者から指定の取消しを求める場合には、取消しを求める日の1年以上前に申し出をするものとします。

第10 原状回復及び事務引継

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、次の措置を講じるものとします。

1 原状回復

指定管理者の負担により、施設、設備等を速やかに原状に回復するものとします。ただし、宮城県の承認を得たときは、この限りではありません。

2 事務引継

宮城県の指示により、又は新たな指定管理者と十分に事務引継を行うものとし、当該経費の負担割合は、新旧指定管理者の協議により決定するものとします。

第11 事業報告書等

指定管理者は、毎年度事業終了後、事業報告書を提出するものとします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとします。

なお、利用者の数及び利用料金収受状況等を月ごとにまとめ、翌月の7日までに報告するものとします。

第12 管理運営業務の評価

1 宮城県が行う評価

宮城県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営業務（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

2 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、宮城県に自己評価書を提出するものとします。

3 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、利用者アンケートを実施するものとします。

4 監査委員等による監査

指定管理者の行う管理運営業務について、自治法の規定に基づき、県の監査委員又は包括外部監査人による監査の実施が決定された場合には、指定管理者は当該監査に誠実に対応するものとします。

第13 財産の管理

1 備え付けの物品や宮城県が購入し、又は募集要項や協定書にあらかじめ明示し購入することを委任した物品の所有権は、宮城県に帰属しますが、それ以外に指定管理者が購入した物品の所有権については、指定管理者に帰属します。

2 物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うものとします。

3 指定管理者は、宮城県に帰属する物品で、処分等の異動があったときは、その都度、宮城県に報告するものとします。

なお、財務規則第139条に規定する重要物品の処分については、事前に宮城県の承認を得るものとします。

4 指定管理者は、宮城県から示された備品・重要物品一覧表等により整理するものとします。

5 指定管理者は、宮城県に帰属する物品について、毎年3月末の現在高と照合し、その翌月末までに宮城県に報告するものとします。

6 指定管理者は、独自に投じた有益費及び修繕費について、宮城県への請求権を放棄するものとします。

第14 調査等の実施

宮城県は、自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

また、自治令第158条の規定による徴収事務の委託又は自治令第165条の3の規定による支出事務を委託する場合は、自治令の規定により当該委託に関する検査を行います。

第15 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとします。

第16 障害者就労施設等からの物品等の調達

指定管理者は、施設の管理に当たり、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとします。
詳しくは、【別紙13】「公の施設の管理運営における障害者就労施設等からの物品等の優先調達について」を参照してください。

第17 その他

- 1 新たに指定管理者となる団体は、管理運営業務を円滑に行うため、管理の開始前においても、自己の責任と負担で、体制を整えるものとします。
- 2 指定管理者は、管理運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、宮城県と事前に協議するものとします。
- 3 その他、指定管理者として協定締結後、協定に定めのない事項については、宮城県と協議の上、決定するものとします。

Ⅱ 申請手続等について

第1 募集要項の配布

募集要項を次のとおり配布します。

1 配布期間

令和8年8月14日（金）から令和8年9月28日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 配布時間

午前9時から午後5時まで

3 配布場所

宮城県庁6階 宮城県企画部スポーツ振興課管理調整班

※ 宮城県のホームページ「<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sports/grande21-boshu.html>」からもダウンロードできます。

第2 申請手続

1 申請書類の提出

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- (1) 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）（別紙1～4を添付すること）
- (3) 労働関係法令等遵守状況チェックシート（様式第3号）
- (4) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (5) 法人にあっては、登記簿の謄本（申請日前3か月以内に取得したもの）
- (6) 役員名簿（役員の役職名、氏名、生年月日、住所を記載したもの）
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体業務の内容を示す書類
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類
- (9) 納税証明書
 - ア 宮城県税納税証明書（納税義務がない場合は申立書）
（※申請日まで、納期限が到来した県税に係る徴収金に、未納がないことの証明）
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（納税義務がない場合は申立書）
- (10) 許認可証の写し等
施設を管理する上で必要となる許認可証等の写し、スタッフの履歴書等
- (11) 委任状（様式第4号）（特定の者に権限を委任する場合）
- (12) 複数の法人又は団体による共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）の組成に係る協定書又はこれに相当する書類
- (13) 当該コンソーシアムの各構成員の上記(3)から(9)までの書類
- (14) その他が必要と認める書類

2 申請書類の提出方法

(1) 提出場所

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁6階

宮城県企画部スポーツ振興課管理調整班

電話番号022-211-3156

(2) 提出方法

持参又は一般書留、簡易書留若しくは配達記録便による郵送で提出してください。

(3) 提出期間

提出期間は、令和8年8月28日（金）から令和8年9月28日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

(4) 提出部数

提出部数は、添付書類を含めて正本1部、副本10部（複写可）とします。

第3 申請資格等

1 申請資格

県では、平成21年度から、指定管理者が行う業務の内容が、公の施設の維持管理業務だけでなく、イベントの企画など業務が広範囲にわたる大規模施設（年間の利用人員が概ね50万人を超える大規模集客施設をいう。）については、県内企業の発展や育成及び施設の県民サービスの向上の観点から、指定管理者の応募資格を県内に主たる事務所を有する法人又は団体が代表者になって構成するコンソーシアム（コンソーシアムを構成する法人又は団体の半数以上が県内に主たる事務所を有する法人又は団体に限る。）とすることとしています。

本施設は、上記大規模集客施設に該当しますので、この申請資格の要件を次のとおり設定します。

(1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体が代表者になって構成するコンソーシアム（コンソーシアムを構成する法人又は団体の半数以上が県内に主たる事務所を有する法人又は団体に限る。）であること。

(2) 本施設を活用したイベントの企画及び競技力向上や生涯スポーツ等の事業実施が可能な団体であること。

(3) 当該コンソーシアムのすべての構成員は、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加が制限されている法人又は団体

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続を行っている法人又は団体

ウ 宮城県が行う建設工事等の請負又は物品・役務の購入・提供若しくは製造の請負の指名停止措置を受けている法人又は団体

エ 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税及び地方消費税等を滞納している法人又は団体

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人又は団体

(4) コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人又は団体（以下「代表者」という。）を選定してください。代表者は、宮城県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体で、コンソーシアムにおける責任割合が最大であること。また、構成員は、半数以上が宮城県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。

(5) 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人又は団体を追加する場合を含む。）は認められません。ただし、宮城県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとします。

(6) 同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできません。

2 留意事項

(1) 申請書類の用紙

申請書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4版とします。

(2) 費用負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(3) 言語、通貨及び単位

申請書類に用いる言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とします。

(4) 重複申請の禁止

応募1団体（1コンソーシアム）につき1申請とします。複数の申請はできません。

(5) 申請書類の変更

提出された書類の内容を変更することはできません（ただし、軽微なものを除く）。

(6) 申請書類の取扱い

ア 指定管理者に指定された団体が提出した申請書類は返却しません。

イ 指定管理者に指定された以外の団体が提出した申請書類は返却します。ただし、申請書類の返却の有無について確認した結果、当該団体が申請書類の権利を放棄した場合は返却しません。

ウ 申請書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき、開示する場合があります。

(7) 著作権

ア 指定管理者の指定までの間

申請書類の著作権は申請者（著作権者）に帰属します。

イ 指定管理者の指定後

指定管理者に指定された団体の申請書類及び指定された以外の団体が権利放棄した申請書類の著作権は、県に帰属します。

(8) 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

3 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。失格となった申請者には、その理由を付して通知します。

(1) この募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

(2) 申請書類に虚偽の内容の記載があった場合

(3) 申請者、申請者の代理人若しくは申請者の関係者が、指定管理者の選定に関連し、不当な要求を行った場合又は指定管理者選定委員会の委員に接触した事実が認められた場合

(4) その他、不正行為が認められた場合

第4 質問及び回答について

募集要項に関する質問は、次のとおり受け付けます。また、質問に対する回答は、事業者の独自のノウハウに係る事項などを除き、原則として公表します。

1 受付期間

令和8年8月14日（金）から令和8年9月14日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

2 質問受付方法

質問書（様式第5号）を、次の問い合わせ先まで郵送又は電子メールで送付してください。

(問い合わせ先)

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁6階

宮城県企画部スポーツ振興課管理調整班

電話番号022-211-3156

電子メール: suposinm@pref.miyagi.lg.jp

3 回答方法

質問への回答は、郵送又は電子メールで、質問された方に送付します。また、情報提供の公平性を期すため、宮城県のホームページ（スポーツ振興課）に順次掲載するとともに、スポーツ振興課に回答一覧を備え付けます。

第5 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。申請を予定している団体は可能な限り出席してください。説明会への参加を希望される方は、現地説明会参加申込書（様式第6号）に必要事項を記入の上、令和8年8月24日（月）までに申し込んでください。

1 開催日時 令和8年9月2日（木）午後1時30分から

2 開催場所 宮城県総合運動公園

※具体的な実施場所、施設見学等詳細については、申し込んだ後、別途調整いたします

第6 提供資料の目的外使用等

この募集に関し、宮城県が提供する資料は、当該申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

なお、この検討の目的の範囲内であっても、宮城県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

Ⅲ 指定管理者の選定について

第1 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、外部委員を含む宮城県総合運動場指定管理者選定委員会において、事業計画、収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、最も優れた申請者を指定管理者の優先交渉権者として選定します。

その後、優先交渉権者と業務内容及び管理費用等の協議を行い、協議が整った段階で、指定管理者候補者として決定します。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者と協議を行うこととします。

最終的には、県議会の議決を経て、宮城県が指定管理者を指定します。

※ 指定管理者の候補者として適当と認められる応募者がいないと判断した場合は、今回の応募手続きに基づく指定管理者の選定を行わない場合があります。

第2 審査内容

1 第一次審査（書類審査）

書類審査を行い、ヒアリングを求める者を決定します。

2 第二次審査（ヒアリング）

ヒアリングを実施し、事業計画、収支計画書等の内容を確認します。

(1) ヒアリングの日程

令和8年10月下旬頃 ※詳細は後日通知します。

(2) ヒアリングの方法

ア ヒアリングは、4名以内の出席を求めて実施します。

イ ヒアリングでは、事業計画、収支計画等の説明を求め、計画内容等の質問を行います。

(3) ヒアリングに要する経費

ヒアリングに要する経費は、申請者の負担とします。

第3 選定基準等

1 選定基準

次に掲げる基準によって審査し、当該施設の管理を行わせることが適当と認められる団体を選定します。（手続条例第3条関係）

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- (5) 法令（条例を含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- (6) 施設を管理する上で必要な許認可証を有していること、又は必要な人材等の確保ができること。

2 選定の視点

指定管理者の候補は、上記1に定める選定基準を満たす者の中から、次の視点を重視し、総合的に評価して選定します。

- (1) 視点1 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの。
- (2) 視点2 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの。
- (3) 視点3 施設をより経済的に管理する（管理経費が少ない）と認められるもの。

第4 審査項目及び配点等

審査項目、審査の視点及び配点は次のとおりです。

評価項目		評価観点	配点
1 県民の平等な利用が確保されること (手続条例第3条第1号)	設置目的の理解	① 基本方針は、施設の設置目的を正しく認識したものになっているか	20点
	平等利用の確保	② 基本方針は、利用者の平等な利用の確保に配慮しているか ③ 基本方針が事業計画に的確に反映されているか	
2 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること (手続条例第3条第2号)	利用促進	④ 施設の利用促進に向けて、具体的かつ、有効な方策等を有しているか	40点
	サービス向上	⑤ 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか ⑥ 開館時間、休業日の設定の考え方が適切で、利用拡大を図るものとなっているか	
	施設管理	⑦ 適正かつ確実に維持管理を行うとともに、環境にも配慮したものとなっているか	
	収支計画	⑧ 収入支出の積算が合理的であり、かつ、管理運営計画との整合性が図られているか	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること (手続条例第3条第3号)	実施体制	⑨ 運営体制は、管理運営計画との整合性が図られ必要な資格職員が確保されているとともに、緊急事態への対応等危機管理できるものとなっているか ⑩ 本施設を活用したイベントの企画及び競技力向上や生涯スポーツ等の事業実施が可能な体制となっているか ⑪ 充実したサービスが提供できる職員の構成及び配置となっているか	25点
	経営基盤	⑫ 申請者の経営基盤が安定しており、管理運営計画を安定して実践できる能力を有しているか ⑬ 類似のスポーツ施設における管理運営の実績があり、必要な経験及び知識を有していると認められるか	
4 情報公開、個人情報取扱いを適正に行う体制が整備されていること (手続条例第3条第4号)	情報管理	⑭ 情報公開に積極的で、また、個人情報の保護の取扱いが適切であり、具体的な定めがあるか、又は定めようとしているか	5点
5 公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準 (手続条例第3条第6号)	その他	⑮ 計画全体に具体性があり、実現可能なものとなっているか	10点

第5 選定結果について

1 選定結果の通知

選定結果については、第一次審査結果を10月中旬までにすべての申請者に文書で通知します。

選定委員会の審査結果は、優先交渉権者との協議が整った後、11月上旬までに第二次審査を行ったすべての申請者に文書で通知します。

2 選定結果の公表

指定管理者の選定の結果（選定過程、採点結果等）については、宮城県のホームページで公表します。

IV 協定の締結について

第1 協定の締結

指定管理者の指定後、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を3月下旬に締結する予定です。また、年度ごとに「年度協定」の締結を行います。

第2 協定の内容

協定の内容は、次の事項を予定しています。

なお、協定締結に際し、必要な事項については、宮城県と指定管理者が協議の上、定めるものとします。

1 基本協定

- (1) 総括的事項
- (2) 業務の履行に関する事項
- (3) 施設の利用に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し、業務の停止に関する事項
- (7) 指定期間終了時の措置に関する事項
- (8) その他

2 年度協定

- (1) 管理に要する費用に関する事項
- (2) その他

第3 協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- 1 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- 2 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- 3 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

V 参考資料等

【参考資料】

- 別紙 1 「施設概要図」
- 別紙 2 「施設・設備一覧表」
- 別紙 3 「備品・重要物品一覧」
- 別紙 4 「施設の管理運営に関する環境配慮について」
- 別紙 5 「指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程」
- 別紙 6 「個人情報取扱特記事項」
- 別紙 7 「宮城県総合運動公園使用料徴収事務処理要領」
- 別紙 8 「宮城県総合運動公園管理運営収支実績（見込）額（令和 4 年度～令和 8 年度）」
- 別紙 9 「宮城県総合運動公園管理運営業務仕様書」
 - ・別紙 9－1～別紙 9－11
- 別紙 10 「リスク分担表」
- 別紙 11 「指定管理者募集等のスケジュール」
- 別紙 12 「宮城県総合運動公園利用状況報告書」
- 別紙 13 「公の施設の管理運営における障害者就労施設等からの物品等の優先調達について」

【各種様式】

- 様式第 1 号「指定管理者の指定申請書」
- 様式第 2 号「事業計画書」
 - ・別紙 1 「団体概要」
 - ・別紙 2 「人員配置計画」
 - ・別紙 3 「宮城県総合運動公園収支計画書（総括表）」
 - ・別紙 4－1 「宮城県総合運動公園収支計画明細書（令和 9 年度分）」
 - ・別紙 4－2 「宮城県総合運動公園収支計画明細書（令和 10 年度分）」
 - ・別紙 4－3 「宮城県総合運動公園収支計画明細書（令和 11 年度分）」
 - ・別紙 4－4 「宮城県総合運動公園収支計画明細書（令和 12 年度分）」
 - ・別紙 4－5 「宮城県総合運動公園収支計画明細書（令和 13 年度分）」
- 様式第 3 号「労働関係法令等遵守状況チェックシート」
- 様式第 4 号「委任状」
- 様式第 5 号「質問書」
- 様式第 6 号「現地説明会参加申込書」